

くらし応援 コジマ

第60期 定時株主総会 招集ご通知

開 催 時 2022年11月16日（水曜日）
日 時 午前10時

開 催 所 栃木県宇都宮市駒生一丁目
場 所 1番6号
コンセーレ（栃木県青年会館）
1階 「大ホール」

議 案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員で
ある取締役を除く。）
5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締
役1名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員であ
る取締役1名選任の件

＜株主様へのお願い＞

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場へのご出席を控えていただき、インターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場は、感染リスクを低減するため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数を減らしております。株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。
- ・おみやげ（クーポン券、カレンダー、飲料等を含む）の配布は一切ございません。

目 次

招集ご通知	1頁
株主総会参考書類	6頁
（添付書類）	
事業報告	18頁
計算書類	33頁
監査報告書	35頁

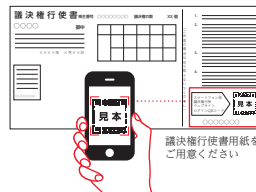
招 集 通 知 閲 覧 も 議 決 権 行 使 も ス マ ホ で 簡 単

スマート招集



議決権行使書用紙をご用意ください

「スマート行使」で簡単議決権行使
議決権行使書用紙に記載されたQRコードを
スマートフォンで読み取ることで、
議決権行使コード等を入力する
ことなく専用サイトにログインし、
議決権を行使することができます。



議決権行使書用紙を
ご確認ください

株式会社 **コジマ**

証券コード 7513

株 主 各 位

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

株式会社 コジマ

代表取締役社長 中 澤 裕 二

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、会場へのご出席を控えていただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、インターネット又は書面（郵送）により2022年11月15日（火曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月16日（水曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
コンセーレ（栃木県青年会館） 1階 「大ホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
(報告事項) 第60期（自2021年9月1日 至2022年8月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
(決議事項)
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

3～5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な営業所」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以上

- ~~~~~
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載させていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場へのご出席を控えていただき、インターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場は、感染リスクを低減するため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数を減らしております。株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。
- ・マスクの着用、入場時の手指消毒・検温にご協力くださいますようお願いいたします。
- ・多くの株主様が議場内に長時間滞在されることのリスクを踏まえ、本株主総会の開催時間は昨年同様1時間程度とさせていただきます。そのため、円滑・迅速な議事進行を図りますので、報告事項等を簡略化いたします。また、質疑応答の際の人数及びご質問数を制限させていただく場合があります。

なお、今後の感染状況等により、本株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) でお知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合



4～5頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトログインしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2022年11月15日（火曜日）
午後6時 入力完了分まで**

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2022年11月15日（火曜日）
午後6時 到着分まで**

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

**2022年11月16日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）**

- ※ インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



インターネットにより議決権を行使される場合

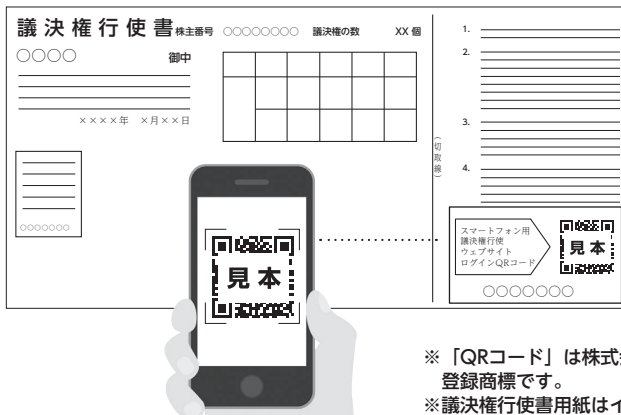
行使
期限

2022年11月15日（火曜日）
午後6時 入力完了分まで

「スマート行使」 ログインQRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



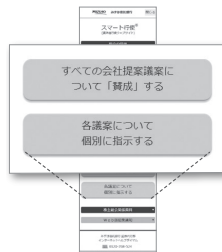
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※議決権行使書用紙はイメージです。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する収益性、会社の今後の収益予想、企業基盤の強化等を十分考慮し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、期初配当予想から4円増配し、当社普通株式1株当たり14円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき14円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,079,645,042円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年11月17日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会から意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	なか ぎわ ゆう じ 中 澤 裕 二	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	あら かわ ただ し 荒 川 忠 士	代表取締役専務 専務執行役員 経営企画本部長	再任
3	し とう りゅう じ 紫 藤 竜 二	取締役 常務執行役員 総務人事本部長 兼 人事部長 兼 内部統制担当	再任
4	く ぼ た かず ふみ 久保田 一 史	取締役 執行役員 営業本部長 兼 開発部長	再任
5	あき ほ とおる 秋 保 徹		新任

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号 1	なか ぎわ ゆう じ 中 澤 裕 二	(1973年12月28日生)	再任
---------------------	------------------------------	----------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 6 月	当社入社	2018年 9 月	当社常務執行役員営業本部営業企画・管理部長
2000年 7 月	当社NEW青葉台店店長	2020年 9 月	当社社長執行役員
2010年 4 月	当社マーケティング企画室マネージャー	2020年11月	当社代表取締役社長社長執行役員(現任)
2012年 2 月	当社マーチャンダイジング部マネージャー	2020年11月	株式会社ビックカメラ取締役(現任)
2014年 9 月	当社執行役員営業本部営業部営業企画管理支援室長	2021年 6 月	株式会社とちぎテレビ社外取締役(現任)
2016年 9 月	当社執行役員営業本部営業企画・管理部長		

所有する当社の株式数：4,400株

在任年数：2年(本株主総会最終時)

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

中澤裕二氏は長年にわたり、商品部門及び営業部門の責任者を務め、2020年11月以降、当社代表取締役社長として、強いリーダーシップをもって当社経営の指揮を執っております。当社の中で培った豊富な経験・実績・見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者 番号 2	あら かわ ただ し 荒 川 忠 士	(1969年8月4日生)	再任
---------------------	------------------------------	--------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年10月	当社入社	2012年11月	当社執行役員経営企画本部長
2009年11月	当社情報システム本部長	2013年11月	当社取締役執行役員経営企画本部長
2011年10月	当社情報システム本部長兼経営企画室長	2018年 9 月	当社取締役常務執行役員経営企画本部長
2012年 6 月	当社執行役員経営企画室長兼情報システム本部長	2020年 9 月	当社代表取締役専務専務執行役員経営企画本部長(現任)

所有する当社の株式数：20,300株

在任年数：9年(本株主総会最終時)

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

荒川忠士氏は長年にわたり、システム部門及び経営管理、経営戦略策定の責任者を務め、2013年11月に当社取締役、2020年9月より当社代表取締役として会社経営に携わり、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者 番号 3	しとうりゅうじ 紫藤竜二	(1976年9月17日生)	再任
----------------------------	------------------------	---------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年4月	当社入社	2013年9月	当社執行役員営業本部営業部ブロックマネージャー
2003年11月	当社NEW川越インター店 店長	2018年9月	当社執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当
2005年6月	当社NEW新座店店長	2018年11月	当社取締役執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当
2008年6月	当社NEW柏店店長	2020年9月	当社取締役常務執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当(現任)
2011年10月	当社成城店店長		
2012年4月	当社営業本部営業部ブ ロックマネージャー		

所有する当社の株式数：4,300株

在任年数：4年(本株主総会終結時)

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

紫藤竜二氏は営業部門のブロックマネージャーを歴任し、2018年11月より当社取締役として会社経営に携わり、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者 番号 4	くぼた かず ふみ 久保田 一史	(1977年2月18日生)	再任
----------------------------	----------------------------	---------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月	当社入社	2017年9月	当社営業本部開発部長兼店舗リノベーション室長
2010年10月	当社NEW井草店店長	2018年9月	当社執行役員営業本部開発部長兼店舗リノベーション室長
2012年4月	当社NEW高井戸東店店長	2020年9月	当社執行役員営業本部長兼開発部長
2013年2月	当社営業本部営業部		
2015年9月	当社営業本部営業部新店準備 室長	2020年11月	当社取締役執行役員営業本部長兼開発部長(現任)
2016年5月	当社営業本部営業部開発室長		

所有する当社の株式数：2,900株

在任年数：2年(本株主総会終結時)

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

久保田一史氏は開発部門の責任者を歴任し、2020年11月より当社取締役として会社経営に携わり、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者 番号	5	あき 秋	ほ 保	とおる 徹	(1974年12月11日生)	新任
-----------	---	---------	--------	----------	----------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年 3月	株式会社ビックカメラ入社	2019年 8月	同社取締役常務執行役員商品本部長兼EC本部長
2012年 9月	同社執行役員第二商品部長	2020年 9月	同社取締役専務執行役員事業推進部門管掌商品本部長
2013年10月	同社執行役員商品部長	2020年12月	同社取締役専務執行役員事業推進部門管掌マーケティング本部長
2015年10月	同社執行役員EC事業部長	2022年 9月	同社代表取締役社長社長執行役員(現任)
2017年 2月	同社常務執行役員EC事業本部長		
2018年11月	同社取締役常務執行役員EC本部長		

所有する当社の株式数：一株

取締役候補者とした理由

秋保徹氏は長年にわたり、当社の親会社である株式会社ビックカメラで商品仕入部門・EC部門の責任者を務め、本年9月に同社代表取締役社長に就任するなど、同社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 秋保徹氏が代表取締役社長社長執行役員を務める株式会社ビックカメラは、当社の親会社であり、当社は同社との間で商品の発注業務の委託及び代金の支払業務の委託等の取引があるとともに、家電品等販売に関する事業において競業関係にありますが、同氏個人と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秋保徹氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラの業務執行者であり、当該会社における地位及び担当は、「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について秋保徹氏が選任され就任した場合には、同氏を業務を執行しない取締役とする予定ですので、当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役高井章光氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

たか 高	い 井	あき 章	みつ 光	(1968年6月5日生)	再任	社外	独立
---------	--------	---------	---------	--------------	----	----	----

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年10月	司法試験合格	2016年6月	株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ社外監査役（現任）
1995年4月	第二東京弁護士会弁護士登録 あさひ法律事務所（現あさひ 法律事務所、西村あさひ法律 事務所）アソシエート弁護士	2017年1月	日本商工会議所経済法規専門委 員会委員（現任）
1999年6月	須藤・高井法律事務所開設共 同パートナー	2017年6月	株式会社NEW ART HOLD INGS社外監査役（現任）
2007年11月	第二東京弁護士会仲裁センタ ー仲裁人候補者（現任）	2020年11月	当社社外取締役（監査等委員） （現任）
2011年9月	文部科学省原子力損害賠償紛 争審査会特別委員（現任）	2021年2月	株式会社ノダ社外取締役（現 任）
2016年6月	高井総合法律事務所開設 代表パートナー（現任）	2021年12月	大和証券リビング投資法人監督 役員（現任）
		2022年4月	一橋大学大学院法学研究科特任 教授（現任）

所有する当社の株式数：600株

在任年数：2年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：19/19回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高井章光氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に深く関わるとともに、他の企業の社外取締役及び社外監査役を歴任しております。また、事業再生などの実務を通じて企業経営についての知見を有しております。その経験や知見を活かし、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公平に認識し、当社の監査体制強化に反映していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 高井章光氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高井章光氏は社外取締役候補者であります。
3. 高井章光氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき、高井章光氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。また、同氏が再選されたときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。高井章光氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 独立役員について
当社は、高井章光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役に就任した場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

<スキル・マトリックス>

					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
業務執行	独立	監査等委員	氏名	性別	企業経営	法務・リスク	財務・会計	営業・マーケティング	商品企画・開発	店舗開発	人事・労務・ダイバーシティ	IT・デジタル	サステナビリティ	株主エンゲージメント
●	-	-	中澤 裕二	男	●			●	●	●		●	●	●
●	-	-	荒川 忠士	男	●		●					●	●	●
●	-	-	紫藤 竜二	男		●		●			●		●	
●	-	-	久保田 一史	男				●	●	●			●	
-	-	-	秋 保 徹	男	●								●	●
-	-	●	水沼 貞夫	男		●	●				●		●	
-	●	●	相澤 光江	女		●							●	●
-	●	●	土 井 充	男			●						●	●
-	●	●	高井 章光	男		●							●	●

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて、山宮慎一郎氏を、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

やま 山	みや 宮	しん 慎	いち 一	ろう 郎	(1970年2月4日生)	社外
---------	---------	---------	---------	---------	--------------	----

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年10月	司法試験合格	2013年12月	ERIホールディングス株式会社 社外監査役
1995年4月	東京弁護士会弁護士登録 新東京総合法律事務所入所	2015年4月	TMI総合法律事務所パートナー (現任)
2006年1月	新東京法律事務所パートナー	2015年6月	元気寿司株式会社社外監査役
2006年6月	日本ERI株式会社社外監査役	2015年8月	ERIホールディングス株式会社 社外取締役(現任)
2007年10月	ビンガム・マカッチェン・ム ラセ外国法事務所弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業)パートナー		

所有する当社の株式数：一株

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山宮慎一郎氏は、長年にわたり弁護士として企業法務や事業再生等に深く関わり、また、他の企業の社外取締役及び社外監査役を歴任しております。その経験や知見を活かし、業務執行の監督機能を強化することができると共に幅広い視点からの提言が得られることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 山宮慎一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山宮慎一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について
山宮慎一郎氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。山宮慎一郎氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかに持ち直しております。企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善しており、個人消費及び雇用情勢は緩やかに持ち直しております。

当家電小売業界における売上は、スマートフォン等が好調、冷蔵庫等が堅調に推移いたしました。テレビ、ゲームやパソコン等が低調であったため、総じて低調に推移いたしました。

このような状況の中、当社は、「家電を通じて 笑顔あふれる 明るく暖かい 暮らしをつくる ぐらし応援企業であること」をパーパスと定め、「お客様の暮らしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。ぐらし応援コジマ」をビジョンに掲げ、ビックカメラとの連携による相乗効果を最大限に発揮し、「生産性の向上」及び「持続的な成長」を2大戦略として取り組み、企業価値の向上に努めております。また、当社はおお客様の住まいに近く、ぐらし関連の不可欠な商品やサービスを提供し、地域のおお客様の「必要」にお役に立てるよう、店舗運営やサービスの推進に取り組んでおります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策につきましては、お客様と従業員の安全確保を最優先に考え、マスク着用、丁寧な手洗い・消毒、従業員の出勤時の検温、店内消毒、レジ・カウンター等への飛沫感染防止シート設置、ソーシャルディスタンスの確保等を継続して実施しております。

当事業年度は、店舗における「集客力の強化」にこだわり、競合他社との差別化を図るため、「ぐらし応援」企業として地元企業や地方自治体と連携し、地域に密着したイベントの開催に取り組んでおります。包括連携協定を締結した地方自治体（栃木県、静岡市等）と連携し、2022年2月には「栃木物産展」を大阪府の店舗で開催し、3月には「しずおか市フェア」を神奈川県店舗で開催しました。5月にはプロサッカーチーム「清水エスパルス」と連携した「お子様向けサッカー大会」を静岡市で開催、6月には、プロバスケットボールチーム「宇都宮ブレックス」と連携した「お子様向けバスケットボール教室」を宇都宮市で開催するなど、地域社会の活性化に貢献する取り組みを実施

しております。そのほか、新たな形のイベントとして、野菜や果物の店頭販売イベント「コジマの朝イチ」やお得なギフト商品を集めた「大特価市」を開催し、家電製品の購入以外でも、お客様のご来店につながる機会の創出に取り組んでおります。さらに、ビックカメラグループの幅広い取り扱い商品や専門性を活かして、トイズや自転車、酒類などの商品カテゴリの拡充を引き続き進めており、2021年11月には、「コジマ×ビックカメラ 港北東急S.C.店」の増床リニューアルを実施し、当社最大級となるトイズコーナーを新規に導入するなど、よりお買物を楽しんでいただける店舗づくりに取り組んでおります。

また、「女性・Smile推進室」のもと、女性メンバーならではの目線で行う実演や提案販売、商品展開を強化し、商品の使用や所有によって感じられる喜びや満足感をお客様に伝わる、魅力ある売場づくりや接客に努めております。住設事業においては、専任担当者を50店舗に配置し、太陽光発電と蓄電池を組み合わせ、環境に優しく、安心にもつながる商品のご提案に努めております。引き続き、お客様に快適な暮らしをご提案できる売場や商品、接客の拡充に取り組んでまいります。

インターネット通販サイト「コジマネット」においては、お申し込みいただいた商品を店頭でお支払い・お受け取りができる「店舗で受け取りサービス」を2021年11月に一部の店舗に導入し、さらに、2022年5月には全店舗に拡大いたしました。引き続き、店舗とインターネット通販サイトの連携強化に努めております。また、全店舗に導入していた「d払い」を2月に「コジマネット」でスタートさせ、決済手段の拡充にも努めるなど、より便利でお買い物しやすい仕組みづくりに取り組んでおります。

店舗展開におきましては、2022年4月27日に「コジマ×ビックカメラ COTOE流山おおたかの森店」（千葉県流山市）、翌28日に「コジマ×ビックカメラ KAMEIDO CLOCK店」（東京都江東区）を2日連続でオープンし、8月26日には「コジマ×ビックカメラ 宇都宮テラス店」（栃木県宇都宮市）をオープンするなど、計6店舗を開店いたしました。一方で、「加須店」（埼玉県加須市）など5店舗を閉店し、2022年8月末現在の店舗数は141店舗となりました。

当社は、企業活動を通じて社会課題を解決し、企業価値を高め成長することを目的とした「サステナビリティ経営」を推進すべく、「サステナビリティ推進室」を設置し、2022年4月に「コジマSDGs宣言」を公表いたしました。さらに、6つの優先課題（マテリアリティ）を特定し、具体的な取り組みについて策定を進めております。また、8月には、取締役会の諮問機関として「サステナビリティ推進委員会」を新設するとともに、気候変動問題がもたらすリス

ク等の把握やその対策に取り組むことを宣言するため、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明いたしました。これらの活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は 2,793億74百万円（前年同期は 2,975億35百万円）、営業利益は 81億7百万円（前年同期は 88億61百万円）、経常利益は 85億25百万円（前年同期は 92億44百万円）、税引前当期純利益は 78億円（前年同期は 85億25百万円）、当期純利益は 57億61百万円（前年同期は 63億2百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、対前期増減額及び対前期増減率は記載しておりません。詳細につきましては、「個別注記表（会計方針の変更に関する注記）」に記載のとおりであります。

品目別売上高、同構成比

品目別	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比 増減率(%)
音響映像商品	46,159	16.5	—
家庭電化商品	130,338	46.7	—
情報通信機器商品	74,830	26.8	—
その他の商品	26,546	9.5	—
物品販売事業	277,874	99.5	—
その他の事業	1,499	0.5	—
合計	279,374	100.0	—

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、前年同期比増減率は記載しておりません。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は 21億2百万円で、主に、新規出店や店舗改装にかかる投資であります。

これらの設備投資につきましては、自己資金及び銀行借入によりまかないました。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 57 期	第 58 期	第 59 期	第 60 期 (当期)
	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期
売 上 高(百万円)	268,127	288,216	297,535	279,374
経 常 利 益(百万円)	7,165	7,382	9,244	8,525
当 期 純 利 益(百万円)	6,604	6,056	6,302	5,761
1株当たり当期純利益 (円)	84円81銭	78円04銭	81円40銭	74円71銭
総 資 産(百万円)	109,335	128,190	112,525	117,154
純 資 産(百万円)	48,681	53,999	58,993	61,941
1株当たり純資産額 (円)	627円24銭	695円58銭	764円30銭	801円81銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ビックカメラ(以下「親会社」という。)で同社は当社の普通株式39,000千株を保有し、その議決権比率は50.58%であります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「商品の発注及び代金の支払業務の委託」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③ 親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

当社は親会社との間で資本業務提携契約を締結し、商品仕入面での連携、物流・システム面での連携、店舗開発、店舗運営ノウハウ及び店舗マネジメント並びに販売促進の連携、什器・間接資材の共同購入、人材交流の多方面にわたり両社で共同して提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化に努めております。

当社は取締役会の下に独立社外取締役で構成される独立諮問委員会を設置し、親会社または親会社グループ所属企業と当社少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について、当該取引等を開始する前に審議・検討を行っております。

また、当社と親会社の間で利益相反の恐れがある取引及び重要な契約等を締結する際、当社役員である中澤裕二氏及び木村一義氏は親会社の役職員を兼務しているため、本件意思決定の決議に参加しないこととして、利益相反を回避しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、「家電を通じて 笑顔あふれる 明るく暖かいみらいをつくる 暮らし応援企業であること」のパーパスのもと、「お客様の暮らしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。暮らし応援コジマ」をビジョンに掲げ、地域の皆様からもっとも身近で愛され、必要とされるコジマを目指してまいります。

引き続き「生産性の向上」と「持続的な成長」を2大戦略に掲げるとともに、厳しい市場環境の中においても長期的な維持発展を実現すべく、①収益性(短期的)、②成長性(中期的)、③社会性(超長期的)の3つの観点に基づき事業に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

①収益性として

店舗における「接客力」の強化に努め、お客様が気付いていなかったニーズを引き出しご提案できる販売員を育成することで、お客様に選ばれる店舗を目指してまいります。他社との差別化を図るとともに、電子棚札の導入など業務効率の改善を推進することで、接客時間を創出し、販売力の向上を目指してまいります。

②成長性として

成長事業として「住設事業」ならびに「法人事業」の拡大を図ってまいります。

「住設事業」においては、今後需要が期待される太陽光発電・蓄電池等、再生可能エネルギーを活用した商品の拡充やイベント開催など、販売推進に取り組んでまいります。

「法人事業」においては、首都圏・関西エリアの新たな法人事業所の開設や、店舗における法人営業担当者の拡充など、販売体制の強化に努め収益拡大を図ってまいります。

③社会性として

社長がCWO(最高健康責任者)として、健康に関する課題の改善を目指す健康経営の推進や、活躍できる人財の育成等に取り組んでまいります。従業員が心身の健康づくりに主体的に取り組める環境を提供するほか、若手管理職の積極登用やライフステージに合わせた活躍の場の拡大、女性従業員の活躍機会を増やすなど、組織活性化を図り、「従業員」一人ひとりがいきいきと働ける職場環境を整え、エンゲージメントの向上を目指してまいります。

当社は、SDGs宣言において掲げた優先課題(マテリアリティ)に対する具体的な取り組みを通じて、環境や社会へ貢献し、持続的な企業成長を実現すべく、サステナビリティ経営を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

当社は、家電品販売業として、音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品、その他の商品の販売を行っている他、不動産賃貸業等を展開しております。

(7) 主要な営業所 (2022年8月31日現在)

「主要な営業所」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載しております。

(8) 使用人の状況 (2022年8月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,877名 (2,107名)	53名増 (46名減)	40.1歳	15.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. () は臨時雇用者数（アルバイト、派遣社員を含む。）であり、年間の平均人員（1日1人8時間換算）を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年8月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社足利銀行	5,300
株式会社みずほ銀行	3,450
株式会社三井住友銀行	637
農林中央金庫	315
株式会社東邦銀行	310

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2022年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 77,912,716株 (自己株式795,213株を含む。)
- (3) 株主数 59,279名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ	39,000	50.57
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	4,006	5.19
小 島 章 利	2,337	3.03
小 島 三 子	1,809	2.34
有 限 会 社 ケ ー ケ ー ワ イ	1,540	1.99
寺 崎 佳 子	1,451	1.88
佐 藤 由 姫 子	1,134	1.47
小 島 將 人	967	1.25
小 島 久 幸	862	1.11
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	791	1.02

- (注) 1. 当社は、自己株式を795,213株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式795,213株を控除して計算しております。
4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

「会社の新株予約権等に関する事項」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2022年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中澤裕二	社長執行役員、株式会社ビックカメラ取締役
代表取締役専務	荒川忠士	専務執行役員経営企画本部長
取締役	紫藤竜二	常務執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当
取締役	久保田一史	執行役員営業本部長兼開発部長
取締役	木村一義	株式会社ビックカメラ代表取締役社長 社長執行役員
取締役 (常勤監査等委員)	水沼貞夫	
取締役 (監査等委員)	相澤光江	弁護士
取締役 (監査等委員)	土井充	公認会計士・税理士
取締役 (監査等委員)	高井章光	弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)の相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動はありません。
4. 代表取締役社長中澤裕二氏は、株式会社とちぎテレビの社外取締役を兼務しております。
5. 取締役木村一義氏は、2022年9月1日付で株式会社ビックカメラの取締役へ異動しております。また、スパークス・グループ株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。
6. 取締役(監査等委員)相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、ELGジャパン株式会社及びブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しております。
7. 取締役(監査等委員)土井充氏は、国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役、中和有限責任監査法人の代表社員を兼務しております。
8. 取締役(監査等委員)高井章光氏は、高井総合法律事務所の代表パートナー、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ及び株式会社NEW ART HOLDINGSの社外監査役、株式会社ノダの社外取締役、大和証券リビング投資法人の監督役員を兼務しております。
9. 取締役(監査等委員)相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏は、以下のとおり、法律又は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・相澤光江氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・土井充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・高井章光氏は、弁護士の資格を有しております。
10. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

11. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は次の9名であります。

役 職 名	氏 名
執行役員 営業本部 営業部長	岩 田 友 和
執行役員 総務人事本部 総務部長	成 田 博 芳
執行役員 経営企画本部 経営企画部長兼新規事業開発室長	宮 坂 貞 広
執行役員 営業本部 法人営業部長兼法人事業所統括室長	樋 口 雄 一
執行役員 営業本部 営業企画・管理部長	染 野 幹 也
執行役員 営業本部 E C事業部長	浅 野 信 行
執行役員 営業本部 営業部ブロックマネージャー	上 西 伸 一
執行役員 営業本部 法人営業部店舗法人統括室長	山 口 雅 士
執行役員 総務人事本部 人事部女性活躍・ウェルネス推進室長	大 野 幸 恵

(2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役木村一義氏、取締役水沼貞夫氏、取締役相澤光江氏、取締役土井充氏及び取締役高井章光氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬にかかる基本方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬体系は、各取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役の報酬は、①各取締役の役割に応じた金銭による「基本報酬」、②短期インセンティブとしての会社業績と個人のミッション達成状況からなる金銭による「業績連動報酬等」、③中長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」から構成いたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は、客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから基本報酬のみを支給することといたします。

また、中長期の業績にコミットする観点から、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、月額報酬額の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任任期中、継続する制度を設けております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、各取締役の役職や職責、当社の業績、市場水準等を考慮しながら、あらかじめ定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割や専門知識・経験等を考慮して監査等委員である取締役の協議により、個別に決定し、月次の報酬として支給する。

ロ. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容の決定に関する方針

取締役に対する業績連動報酬等にかかる業績指標は、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要であるため、業績連動報酬については売上高、営業利益とし、株式報酬型ストック・オプションにかかる業績指

標は営業利益等とする。業績指標については、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとする。

- ハ、業績連動報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する指針を含む。）

取締役に対する金銭による業績連動報酬等は、業績指標の年度ごとの達成状況を考慮し、各事業年度終了後に会社及び個人の業績評価に応じて個人別の額を算定するものとし、在任期間中、月次の報酬として支給する。

- 二、株式報酬型ストック・オプションの内容及びその数の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する指針を含む。）

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションは、持続的な企業価値の増大を目的とした株式報酬制度であり、その割当て数は取締役会の決議をもって決定する。

各事業年度における営業利益等を参考に業績目標を定め、業績目標を達成した場合に支払うものとする。その支払時期は、対象期間の末日の属する月とする。また、退任時に限り権利行使を認めるものとする。

なお、新株予約権者の行為が、法令又は当社の社内規程等に違反したと取締役会が判断したとき、ストック・オプションに係る新株予約権割当契約書に定める事項に違反したとき、会社の名誉を毀損し、あるいは会社に著しい損害を与えたと取締役会が判断したとき、当社の事前の書面による承諾なく競業会社の役員又は顧問等に就任したときは、累積した新株予約権を放棄するものとする。

- ホ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等については取締役会の決議に基づき代表取締役社長にその具体的な決定を一任する。

代表取締役社長に一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額、及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定とする。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件とする。

監査等委員である取締役の基本報酬については、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬額を決定する。

- ヘ、基本報酬、業績連動報酬等、及び株式報酬型ストック・オプションの額の割合の決定に関する方針

取締役の報酬水準、並びに基本報酬、業績連動報酬等、及び株式報酬型ストック・オプションの額の相互の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参照して決定する。具体的には、現金報酬は基本報酬50%、業績連動報酬等50%とし、株式報酬型ストック・オプション

は前記二. のとおり、業績目標を達成した場合に付与するものとする。

取締役会の一任を受けた代表取締役は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で各取締役の報酬等の内容を決定する。

②取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く。)	138	52	72	12	4
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	31 (16)	31 (16)	—	—	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	169 (16)	84 (16)	72	12	8 (3)

- (注) 1. 支給員数には、報酬を受け取っていない取締役 (監査等委員を除く。) 1名は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額400百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) は6名です。また、2021年11月18日開催の第59期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) は5名です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) は3名です。
4. 業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及びその選定の理由、業績連動報酬等の額又は数の算定の方法については、「(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等 ①役員報酬等の決定に関する方針等 ロ. ハ. 及びニ. 」に記載しております。なお、業績目標に対し、2021年8月期の実績は、売上高は297,535百万円 (目標比+9,235百万円で達成)、営業利益は8,861百万円 (目標比+3,861百万円で達成) となりました。
5. 非金銭報酬等は、当社の中長期にわたる中期経営目標の達成と持続的な企業価値の増大を目的とした株式報酬型ストック・オプション制度であります。当該株式報酬型ストック・オプション制度は、非金銭報酬等による業績連動報酬等であります。上記表においては「非金銭報酬等」に記載しております。なお、非金銭報酬等の内容は「(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等 ①役員報酬等の決定に関する方針等 二. 」に記載しております。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長中澤裕二氏が社業全般を統括していることから、取締役会決議に基づきその具体的な決定を同氏に一任しており、一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額、及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定としております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、ELGジャパン株式会社及びブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しております。当社は、TMI総合法律事務所との間で法律業務に関し委任契約を締結しております。また、その他の各兼職先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）土井充氏は、国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役、中和有限責任監査法人の代表社員を兼務しております。また、各兼職先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）高井章光氏は、高井総合法律事務所の代表パートナー、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ及び株式会社NEW ART HOLDINGSの社外監査役、株式会社ノダの社外取締役、大和証券リビング投資法人の監督役員を兼務しております。また、各兼職先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 相澤光江	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。さらに、監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。あわせて、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会及び独立諮問委員会の議長として、各委員会に出席し、適宜、必要な発言を行っております。上記の活動により、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公平に認識し、当社の監査体制強化に反映することで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 土井 充	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。さらに、監査等委員会、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会及び独立諮問委員会において、適宜、必要な発言を行っております。上記の活動により、当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮等により、当社の監査体制強化に反映することで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。
社外取締役 (監査等委員) 高井章光	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。事業再生等の実務を通じて経営に関与した経験や、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。さらに、監査等委員会、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会及び独立諮問委員会において、適宜、必要な発言を行っております。上記の活動により、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公平に認識し、当社の監査体制強化に反映することで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

5. 会計監査人に関する事項

「会計監査人に関する事項」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する収益性、会社の今後の収益予想、企業基盤の強化等を十分考慮し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度の配当金につきましては、上記の方針に基づき1株当たり14円の期末配当とさせていただきます。予定であります。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、当事業年度の期末配当は株主の皆様のご意見を直接伺う機会を確保するため株主総会の決議事項としております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産) の (部)		(負 債) の (部)	
流 動 資 産	75,351	流 動 負 債	39,072
現金及び預金	18,935	買掛金	16,822
売掛金	12,937	1年内返済予定の長期借入金	4,120
商品	38,257	1年内償還予定の社債	200
貯蔵品	114	リース債務	96
前渡金	294	未払金	5,321
前払費用	1,943	未払法人税等	704
未収入金	2,003	契約負債	6,861
預け金	210	預り金	836
その他の	782	賞与引当金	1,229
貸倒引当金	△127	店舗閉鎖損失引当金	170
固 定 資 産	41,802	資産除去債務	86
有 形 固 定 資 産	18,131	その他の	2,624
建物	8,053	固 定 負 債	16,140
構築物	134	社債	400
機械及び装置	7	長期借入金	6,587
車両運搬具	0	リース債務	274
工具、器具及び備品	854	商品保証引当金	171
土地	8,420	店舗閉鎖損失引当金	275
リース資産	648	資産除去債務	4,185
その他の	12	契約負債	3,213
無 形 固 定 資 産	1,095	その他の	1,032
借地権	483	負 債 合 計	55,212
電話加入権	149	(純 資 産) の (部)	
ソフトウェア	463	株 主 資 本	61,833
投資その他の資産	22,575	資本剰余金	25,975
前払年金費用	2,646	資本剰余金	15,913
長期前払費用	1,922	資本準備金	6,493
繰延税金資産	7,350	その他資本剰余金	9,419
長期差入保証金	10,594	利 益 剰 余 金	20,516
その他の	116	その他利益剰余金	20,516
貸倒引当金	△54	繰越利益剰余金	20,516
資 産 合 計	117,154	自 己 株 式	△572
		新 株 予 約 権	108
		純 資 産 合 計	61,941
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	117,154

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	279,374
売上原価	203,999
売上総利益	75,374
販売費及び一般管理費	67,266
営業利益	8,107
営業外収益	
受取利息	31
受取配当金	0
受取手数料	98
受取保険金	203
助成金の収入	164
その他	68
合計	565
営業外費用	
支払利息	60
社債利息	0
支払手数料	18
賃貸収入原価	18
契約違約金	42
その他	7
合計	147
経常利益	8,525
特別利益	
固定資産売却益	226
受取保険金	32
特別損失	
固定資産売却損	149
固定資産除却損	53
減損	212
リース解約損	0
店舗閉鎖損失引当金繰入額	19
災害による損失	547
合計	983
税引前当期純利益	7,800
法人税、住民税及び事業税	953
法人税等調整額	1,086
当期純利益	2,039
	5,761

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月18日

株式会社 コ ジ マ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山野辺 純 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 信 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コジマの2021年9月1日から2022年8月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式での情報交換等も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月18日

株式会社 コジマ 監査等委員会

常勤監査等委員 水 沼 貞 夫 ㊟

監査等委員 相 澤 光 江 ㊟

監査等委員 土 井 充 ㊟

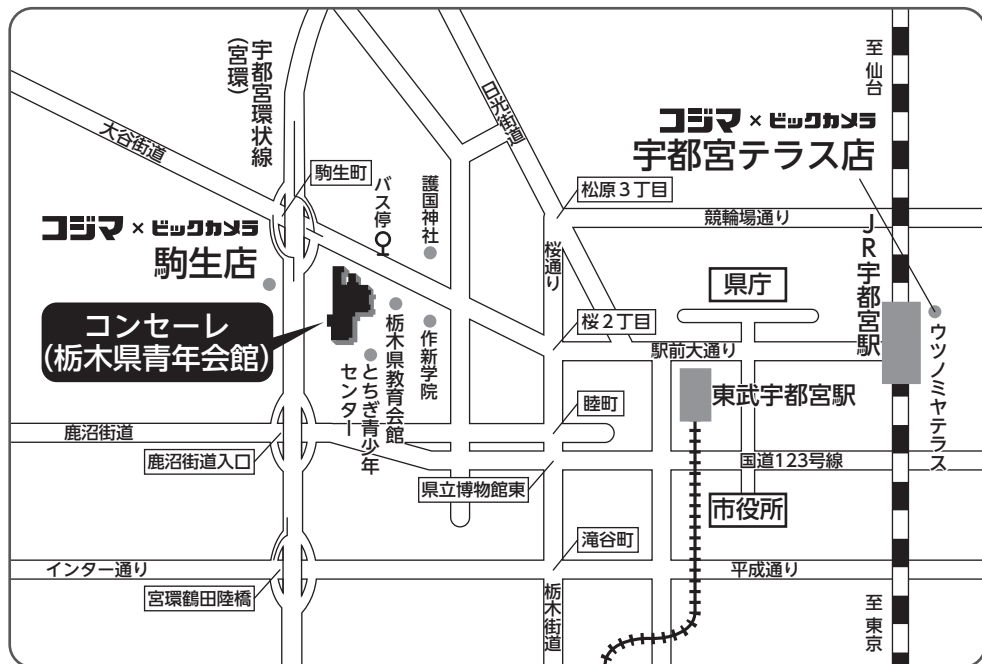
監査等委員 高 井 章 光 ㊟

(注) 監査等委員相澤光江、土井充及び高井章光は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：コンセーレ(栃木県青年会館)1階 「大ホール」
 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
 電話 028 (624) 1417



交通アクセス J Rの場合：J R宇都宮駅から約4km 約25分
 宇都宮駅(西口) バスターミナル⑥番⑦番 東中丸バス停
 下車 関東バス「作新学院・駒生」行き (会館前) 下車

東武線の場合：東武宇都宮駅から約3km 約20分
 東武宇都宮駅 東武駅前バス停 東中丸バス停
 下車 関東バス「作新学院・駒生」行き (会館前) 下車

※駐車スペースもございますので、お車でもご来場いただけます。
 ※大谷街道の4車線化に伴い、車両の会館北出入りが左折のみとなります。
 ※右折車両は、会館東交差点から出入りをお願いいたします。

第60期定時株主総会におきましては、おみやげ(クーポン券、カレンダー、飲料等を含む)の配布は予定しておりません。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

